

広島県告示第九百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によつて、令和九年度及び令和十年度において、県が発注する建設工事等（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和八年九月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 入札参加資格

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 客観的審査事項

平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

2 主観的審査事項

- (一) 県が発注した建設工事の完成工事成績
- (二) 県が行った指名除外の状況
- (三) 県発注工事における下請負の制限の状況
- (四) 県発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- (五) 建設業労働災害防止協会への加入状況
- (六) ISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定の有無
- (七) 建設キャリアアップシステムの活用状況
- (八) 障害者雇用の状況
- (九) 大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録の有無
- (十) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- (十一) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- (十二) 県による優良建設業者としての表彰の状況
- (十三) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- (十四) 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

二 入札参加資格の審査に係る申請手続

1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- (一) 施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

- (二) 別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- (三) 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記１で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- (四) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (五) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- (六) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から二十四か月を経過している者を除く。
- (七) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (八) 次の(1)から(3)までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - (1) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務
 - (2) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務
 - (3) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条の規定による届出の義務

2

申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(一) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(二) 申請期間

令和八年十一月二日（月）から令和八年十一月二十日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和八年十一月二十七日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を

無効とする。）。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

三 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

四 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和九年度及び令和十年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和十一年度以降についても、その取消しの日から二十四か月を経過する日までには、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

五 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和十一年五月三十一日まで有効とする。ただし、令和十一年六月一日以降においても令和十一年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和十一年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

六 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて知事が定める。

別表第一

入札参加資格の区分		許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事	
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事	
建築一式工事	建築一式工事	
大工工事	大工工事	
左官工事	左官工事	
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事	
石工事	石工事	
屋根工事	屋根工事	
電気工事	電気工事	
管工事	管工事	
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事	
鋼構造物工事	鋼構造物工事	
鋼橋上部工事	鋼構造物工事	
鉄筋工事	鉄筋工事	
舗装工事	舗装工事	
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事	
ガラス工事	ガラス工事	
塗装工事	塗装工事	
防水工事	防水工事	
内装仕上工事	内装仕上工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	
熱絶縁工事	熱絶縁工事	
電気通信工事	電気通信工事	
造園工事	造園工事	
さく井工事	さく井工事	
建具工事	建具工事	
水道施設工事	水道施設工事	
消防施設工事	消防施設工事	
清掃施設工事	清掃施設工事	
解体工事	解体工事	

別表第二

添付書類		様式番号	申請者の区分	
一 建設業許可申請書の写し			○	県内業者
			○	上記以外

二 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第九号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し			○	○
三 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し			○	○
四 ISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し			○	○
五 建設キャリアアップシステムにおける事業者情報画面の写し			○	○
六 技能者一覧表	別記様式第一号		○	○
七 建設キャリアアップシステムに登録している技能労働者数が確認できる書類の写し			○	○
八 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）			○	
九 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し			○	
一〇 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し			○	
一一 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し			○	
一二 一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し			○	○
一三 経営事項審査の総合評定値通知書の写し			○	
一四 経営状況分析結果通知書の写し			○	
一五 建設業許可承継の認可通知書の写し			○	○

注1 ○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第一項に定める書類については許可の更新手続中の者のみが、第三項に定める書類については加入をしている者のみが、第四項に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第八項に定める書類については注4に該当する者のみが、第九項から第十一項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、第十二項に定める書類については造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する者のみが、第十三項及び第十四項に定める書類については受審中の経営事項審査情報により申請を希望する県内業者のみが、第十五項は組織再編後に経営事項審査の結果通知を受けていない者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第一項に定める書類については、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記

様式第一号の建設業許可申請書（別紙一及び別紙二（二）を含む。）の写しとする。

3 第二項、第三項及び第九項から第十一項までに定める書類については、資格審査申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

4 第八項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第一項の規定により、同法第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者という。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

技能者一覧表

令和 年 月 日

広島県知事 様

所在地:

商号又は名称:

代表者氏名:

現在雇用している技能者を以下のとおり報告します。

雇用している技能者の 合計(人数)	CCUS登録技能者の 合計(人数)	割合 (CCUS登録技能者/総技能者)

通番	フリガナ	氏名	生年月日	CCUS登録技能者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

商号又は名称:

41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				

商号又は名称:

106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
170				

商号又は名称:

171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
186				
187				
188				
189				
190				
191				
192				
193				
194				
195				
196				
197				
198				
199				
200				